

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 3 四半期）
外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	26 年度(あ)第 88 号
申立ての概要	投資信託及び外貨預金に係る手数料、税金の過払い分の返還要求等
申立人の属性	個人(60 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	・B銀行で購入した投資信託に係る手数料及び外貨預金に係る税金が過大に徴収されていることから、過分に徴収された金額の返還を求める。
相手方銀行(B銀行)の見解	・当行は、本件商品に係る手数料及び税金の額の計算に誤りはなく、過大に徴収している事実もないため、Aさんの要求には応じられない。
あっせん 手続の結果	【申立不受理】 ・あっせん委員会は、本件については、投資信託の税込手数料に関する計算方法及び外貨預金の利息に関して顧客が負担すべき源泉徴収税額の決定方法は、法に適合するものである限り、加入銀行の経営方針に関する事項であり、紛争解決手続の利用が適当でないことから、業務規程 27 条1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でない認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 26 年 11 月 17 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	26 年度(あ)第 89 号
申立ての概要	投資信託及び外貨預金に係る手数料、税金の過払い分の返還要求等
申立人の属性	個人(60 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	・B銀行で購入した投資信託に係る手数料及び外貨預金に係る税金が過大に徴収されていることから、過分に徴収された金額の返還を求める。
相手方銀行(B銀行)の見解	・当行は、本件商品に係る手数料及び税金の額の計算に誤りはなく、過大に徴収している事実もないため、Aさんの要求には応じられない。
あっせん 手続の結果	【申立不受理】 ・あっせん委員会は、本件については、投資信託の税込手数料に関する計算方法及び外貨預金の利息に関して顧客が負担すべき源泉徴収税額の決定方法は、法に適合するものである限り、加入銀行の経営方針に関する事項であり、紛争解決手続の利用が適当でないことから、業務規程 27 条1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 26 年 10 月 31 日付けであっせん手続を終了した。
--	--

以 上